

ご遺族のための おくやみ手続きガイド (城南区版)

このガイドは城南区に住所があった方がお亡くなりになった場合のもので、
城南区以外の方は、住所があった市区町村の窓口へお問い合わせください。

城南区役所での手続きは
「ご遺族サポート・ワンストップ専用窓口」をご利用ください。

城南区役所で必要な手続きや来庁時にお持ちいただくものをご案内します。

事前に
お電話ください

092-833-4014

【原則予約制】

*詳しくは、1ページをご覧ください。

受付時間

午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日および年末年始を除く。)

【目次】

- 1. ご遺族サポート窓口のご案内 … P. 1
- 2. 城南区役所での手続き … P. 2
- 3. 福岡市役所関係の手続き … P. 6
- 4. その他機関等での手続き … P. 9
- 5. その他 … P. 13



*『おくやみ手続きガイド』、手続きに関する情報は
城南区役所ホームページをご覧ください。

城南区 おくやみ手続き

検索



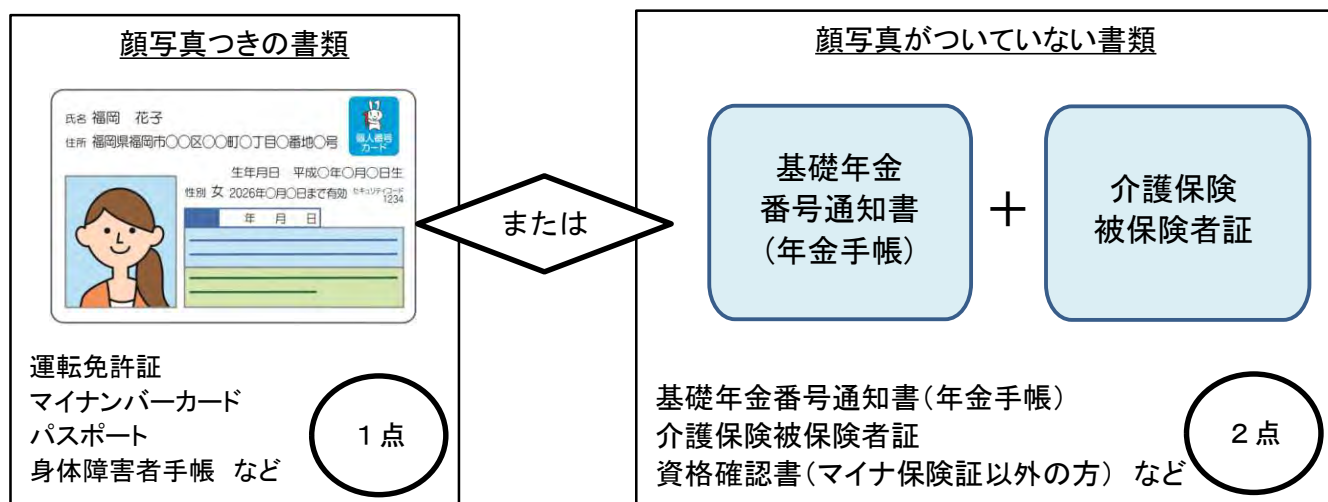
来庁当日

予約された日時に城南区役所1階①番「記載コーナー」で整理券を受け取ります。

【お持ちいただくもの】

(1) 窓口にお越しになる方の本人確認書類

有効期限のあるものは、有効期限内のものがが必要です。



(2) 手続きに必要なもの

おくやみ手続きガイド(2～5ページ)をご確認ください。

各種証明書(戸籍謄本、住民票等)の取得には、委任状が必要な場合があります。

【持ち物チェックリスト】

お電話での問い合わせの際に、持参していただくものをご案内しますが、

下記に一般的なものを掲載していますので、詳しくは2～5ページをご確認ください。

亡くなられた方に関するもの

- 資格確認書(□国保(国民健康保険)・□後期(後期高齢者医療)) ※発行されている方
- 限度額認定証(国保) ※発行されている方
- 会葬礼状、埋火葬許可証、葬祭の領収証のいずれか(国保または後期に加入の方)
(葬祭費の申請手続きで、亡くなられた方と喪主の氏名が確認できるものがが必要です。)
- 医療証(□障がい者・□ひとり親家庭等・□子ども)・□受療証(□特定疾病療養)
- 年金証書
- 介護保険被保険者証・□負担割合証・□負担限度額認定証
- 交通用福祉ICカード・□タクシー助成券・□緊急通報システム・□まごころ駐車場利用証
- 身体障害者手帳・□療育手帳・□精神障害者保健福祉手帳
- 受給者証(□小児慢性特定疾病医療・□特定医療費(指定難病)・□肝炎治療)
- 被爆者健康手帳
- 納税通知書(□市県民税・□固定資産税等)
- 死亡診断書(写し)
- 戸籍謄本等が必要な場合があります。【各手続き窓口より案内があります。】
- その他、福岡市など役所が発行したもの()

手続きされる方に関するもの

- 本人確認書類(マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード)
- 認印
- 預金通帳
- 戸籍謄本等が必要な場合があります。【各手続き窓口より案内があります。】
- 【必要時】委任状(19ページに様式があります。)・□委任者の本人確認書類(写し)
- その他()

1 ご遺族サポート窓口のご案内

ご遺族サポート窓口・ワンストップサービス

「ご遺族サポート専用窓口」で手続きを行います。

各窓口の担当者が順番に手続きを行いますので、移動や待ち時間が軽減されます。

電話による事前予約制（※2営業日前まで）です。

来庁日時のご予約と区役所で必要な手続きや来庁時にお持ちいただくものをご案内します。

ご遺族サポート窓口・専用電話番号

092-833-4014

受付時間：午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日および年末年始を除く。)

◇なお、区役所内の相談を伴う手続きは窓口案内となり、別途、各窓口で手続きを行っていただきます。

ご自身で各窓口にて手続きを行っていただくこともできます。

ワンストップサービスを利用されない場合も区役所で必要な手続きや来庁時にお持ちいただくものをご案内します。事前にお電話ください。

・区役所の各窓口の受付は午後5時15分に終了します。

午後3時以降に来庁された場合は、当日中に手続きが完了しない場合があります。

・城南区役所以外に死亡届を提出された場合、住民票に記載されるまで7～10日程度かかります。

◇案内が不要な場合は、『おくやみ手続きガイド』を参考に直接各窓口で手続きをしていただくこともできます。

2 城南区役所での手続き

※お越しの際には、本人確認書類を忘れずにお持ちください。

チェック	亡くなった方が	手続き	届出する人	ご準備いただくもの	窓口
住民票	<input type="checkbox"/> 1 15歳以上の方が3人以上の世帯の世帯主だった	世帯主変更届	新世帯主	<input type="checkbox"/> 委任状(代理人の場合)	③ 市民課 TEL 092-833-4017
	<input type="checkbox"/> 2 マイナンバーカードを持っていた 通知カードを持っていた	返納不要	—	相続などの手続きでマイナンバーが必要な場合があります。	
健康保険・福岡市医療費助成制度	<input type="checkbox"/> 1 国保(国民健康保険)または後期(後期高齢者医療)に加入していた	<input type="checkbox"/> 資格確認書(※)の返却 ※発行されていた方 <input type="checkbox"/> 送付先変更届	相続人代表者(*1)	<input type="checkbox"/> 資格確認書(発行されていた方) <input type="checkbox"/> 国保の方は、世帯主及び亡くなった方のマイナンバー	⑤ 保険年金課(保険係) TEL 092-833-4123
	<input type="checkbox"/> 2 各種認定証を持っていた 限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	各種認定証の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	
	<input type="checkbox"/> 3 国保の世帯主だった	世帯主変更	新世帯主	<input type="checkbox"/> 加入者全員のマイナ保険証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 加入者全員のマイナンバー <input type="checkbox"/> キャッシュカード または銀行通帳及び銀行口座登録印	
	<input type="checkbox"/> 4 会社等の健康保険に加入していた	★加入している健康保険の保険者へお問い合わせください。			
	<input type="checkbox"/> 4 家族を会社等の健康保険に入れていた	国保への加入	扶養から外れ、国保に加入が必要な方	<input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 加入者全員のマイナンバー <input type="checkbox"/> キャッシュカード または銀行通帳及び銀行口座登録印	
	<input type="checkbox"/> 5 医療費助成制度を受けていた 障がい者医療証を持っていた ひとり親家庭等医療証を持っていた 子ども医療証を持っていた	各種医療証の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 障がい者医療証 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 子ども医療証	
	<input type="checkbox"/> 6 18歳未満の児童を養育する父または母など	ひとり親家庭等医療証の申請	児童の養育者(*2)	<input type="checkbox"/> 対象者全員のマイナ保険証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 対象者全員の戸籍謄本 等	
<input type="checkbox"/> 7 国保 または 後期に加入していた方で、葬祭を行った	葬祭費の申請	喪主	<input type="checkbox"/> 喪主の口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> ①会葬礼状、②埋火葬許可証、③葬祭の領収証のいずれか(喪主及び亡くなった方の氏名が記載されているもの) ※右下記⑦欄<葬祭費申請の留意事項>参照	⑦ 保険年金課(給付係) TEL 092-833-4121	

年金	<input type="checkbox"/> 8	国保 または 後期 に加入していた方で、 高額療養費(*3)の払い戻しが 必要な場合	高額療養費申請 (後期の方は、 相続人代表者指定届)	相続人代表(*1) (国保の場合は 国保新世帯主)	<input type="checkbox"/> 国保世帯主または 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> (国保の場合)医療機関の領収書が 必要な場合があります <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等が必要な場合があります <input type="checkbox"/> 印鑑が必要な場合があります <代理人が来庁する場合> <input type="checkbox"/> 世帯主のマイナ保険証または 資格確認書 ※上記が提示できない場合や 相続人代表者の代理人の場合は委任状 及び委任者の身元確認書類の写し	⑦ 保険年金課 (給付係) TEL 092-833-4121 <葬祭費申請の留意事項> <input type="checkbox"/> 代理人が来庁する場合に ご準備いただくもの <input type="checkbox"/> 喪主からの委任状 <input type="checkbox"/> 喪主の身元確認書類の写し <input type="checkbox"/> 喪主が法人の場合に ご準備いただくもの <input type="checkbox"/> 社員証等法人の使者である ことが確認できるもの <input type="checkbox"/> 使者の身元確認書類
	<input type="checkbox"/> 1	国民年金を受給していた	未支給年金請求	生計を同じくしていた 3親等内の親族 (*優先順位あり)	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票等 ※右記⑥欄<留意事項>参照	⑥ 保険年金課 (国民年金係) TEL 092-833-4125 <留意事項> 年金の種類・請求者ごとに 必要書類が異なりますので、 6番窓口でご相談ください。 マイナンバーが確認できる 場合、添付書類の一部を省 略できる場合があります。
	<input type="checkbox"/> 2	国民年金に加入していた ※厚生年金や共済年金、恩給等も あわせて受給していた場合は 下記もご確認ください。	遺族基礎年金請求	配偶者・未成年の子等	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票等 ※右記⑥欄<留意事項>参照	
	<input type="checkbox"/> 2		<input type="checkbox"/> 寡婦年金請求 <input type="checkbox"/> 死亡一時金請求	60～64歳の妻 生計を同じくしていた 2親等内の血族 (*優先順位あり)		
	<input type="checkbox"/> 3	厚生年金を受給していた	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	生計を同じくしていた 3親等内の親族 (*優先順位あり)	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票等 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 ※右上記⑥欄<留意事項>参照	お近くの年金事務所又は 下記の年金ダイヤルへ お問い合わせください。 TEL 0570-05-1165
	<input type="checkbox"/> 4	共済年金を受給していた	各共済組合へ直接お問い合わせください			
	<input type="checkbox"/> 5	恩給を受給していた	総務省恩給相談窓口: TEL 03-5273-1400へ直接お問い合わせください			
<input type="checkbox"/> 6	企業年金を受給していた	各企業年金基金等または企業年金連合会(年金相談室): TEL 0570-02-2666へ直接お問い合わせください				

*用語説明

- 1 相続人代表者…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。
- 2 養育者…児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。
- 3 高額療養費…高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

2 城南区役所での手続き

※お越しの際には、本人確認書類を忘れずにお持ちください。

チェック	亡くなった方が	手続き	届出する人	ご準備いただくもの	窓口	
こども	<input type="checkbox"/> 1	18歳未満の児童を養育する父または母など	児童扶養手当の認定請求等	児童の保護者等	担当課で案内があった書類	⑨ 子育て支援課 TEL 092-833-4103
	<input type="checkbox"/> 2	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の認定を受けていた者もしくは児童	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の変更手続き等	児童の保護者等		
	<input type="checkbox"/> 3	義務教育終了前の児童の保護者などで災害(不慮の事故等)で亡くなった	災害遺児手当の認定請求等	児童の保護者等		
	<input type="checkbox"/> 4	認可保育園等に入所または入所申込をしていた児童もしくは保護者	家族構成変更届、申込取下手続き等	児童の保護者等		
	<input type="checkbox"/> 5	公立小中学校に在学する児童生徒がいる方で就学援助を受けていた	就学援助の手続き	右記へお問い合わせください		教育委員会教育支援課 TEL 092-711-4693 または各小・中学校
高齢	<input type="checkbox"/> 1	介護保険の被保険者だった	<input type="checkbox"/> 保険証等の返却 <input type="checkbox"/> 送付先変更届	親族	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人利用者負担軽減確認証	⑪ 福祉・介護保険課 (介護サービス係) TEL 092-833-4105
	<input type="checkbox"/> 2	高額介護サービス(*4)を受けていた	高額介護サービス等未支給分の請求	相続人代表(*1)	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本が必要な場合があります	
	<input type="checkbox"/> 3	高齢者乗車券を持っていた	高齢者乗車券の返却	親族など	<input type="checkbox"/> 高齢者乗車券 (交通用福祉ICカード、タクシー助成券)	⑫ 福祉・介護保険課 (高齢者福祉係) TEL 092-833-4170
	<input type="checkbox"/> 4	緊急通報システムを貸与されていた	緊急通報システムの返却		<input type="checkbox"/> 緊急通報システム機器一式	
障がい	<input type="checkbox"/> 1	障がい福祉サービスを受けていた <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい児通所受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉乗車券 <input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証 <input type="checkbox"/> 各種手当 <input type="checkbox"/> 緊急通報システム <input type="checkbox"/> 福祉電話	・手帳、受給者証等の返却 ・福祉乗車券の返却 ・まごころ駐車場利用証の返却 ・各種手当の喪失届 ・緊急通報システムの返却 ・福祉電話の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 手帳・受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉乗車券 (交通用福祉ICカード、タクシー助成券) <input type="checkbox"/> まごころ駐車場利用証 <input type="checkbox"/> 緊急通報システム機器一式 <input type="checkbox"/> 福祉電話	⑫ 福祉・介護保険課 (障がい者福祉係) TEL 092-833-4102

障がい	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院医療) <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証(精神障がい) <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉乗車券	手帳、受給者証等の返却 福祉乗車券の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 手帳・受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉乗車券(交通用福祉ICカード、タクシー助成券)	区役所別館 2階 健康課	③番窓口 (健康づくり係) TEL 092-831-4209
	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証 <input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 <input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証	受給者証の返却	特に指定はありません	<input type="checkbox"/> 受給者証		②番窓口 (健康づくり係) TEL 092-831-4261
被爆者	<input type="checkbox"/> 1	被爆者健康手帳を持っていた	葬祭料の請求	葬祭を行った人	<input type="checkbox"/> 死亡を証する書類(死亡診断書等) <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または埋火葬許可証(写し) <input type="checkbox"/> 住民票(除票) <input type="checkbox"/> 銀行通帳 <input type="checkbox"/> 各種手当証書	区役所別館 健康課 2階	②番窓口 (健康づくり係) TEL 092-831-4261
	<input type="checkbox"/> 1		受取人変更届 (各種手当の支給を受けていた人)	相続人代表者(*1)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 ※ 上記以外の書類等も必要な場合があります。右記へお問い合わせください。		
税金等	<input type="checkbox"/> 1	市県民税の納税義務者だった	市県民税納税通知書 送付先の変更	相続人	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類が必要な場合があります (戸籍謄本、遺言書など)	26 課税課 (市民税係) TEL 092-833-4032	
	<input type="checkbox"/> 2	市内の土地・家屋の所有者	固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先の変更	相続人	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類が必要な場合があります <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 銀行通帳 <input type="checkbox"/> 銀行登録印 } (口座振替希望の場合)		27 課税課 (固定資産税土地係) TEL 092-833-4036
その他ご相談	<input type="checkbox"/> 1	相続・遺言について相談したい	司法書士相談(無料) など	(対象) 福岡市内に住む人、 または通勤する人	右記へお問い合わせください (事前予約が必要です)	21 市民相談室 (企画振興課) TEL 092-833-4010	
	<input type="checkbox"/> 2	改葬について (遺骨を城南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい)	改葬許可	墓地や納骨堂の 使用者	右記へお問い合わせください		34 生活環境課 (環境衛生係) TEL 092-833-4087

* 用語説明

- 1 相続人代表者…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。
 4 高額介護サービス…高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

3 福岡市役所関係の手続き

チェック	亡くなった方が	手続き	届出する人	ご準備いただくもの	問い合わせ先	
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅の入居者(名義人)だった				福岡市住宅供給公社 市営住宅センター
		同居者が入居の承継をする	市営住宅入居承継承認申請	同居者	右記へお問い合わせください。	業務課業務係 TEL 092-271-2562
		市営住宅を退去する	市営住宅返還	ご家族の方 等	右記へお問い合わせください。 退去予定日の連絡(15日前まで)、 退去検査の立会いが必要です。	募集課募集係 TEL 092-271-2561
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居する同居者だった	市営住宅同居者異動届	入居者	右記へお問い合わせください。	業務課調査係 TEL 092-271-0901
住宅(空き家)	<input type="checkbox"/>	戸建住宅を所持していた				
		相続した住宅(空き家)の売却 又は賃貸を考えている	福岡市空き家バンクへ登録 (任意)	住宅を相続された方	右記へお問い合わせください	住宅都市みどり局 住宅計画課 TEL 092-711-4598 福岡市役所3階
原付バイク	<input type="checkbox"/>	原動機付きバイク(125cc以下)を持っていた	登録内容の変更	相続人	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 車台番号のわかるもの (自賠責保険証明書など) <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 が必要な場合があります	財政局資産課税課 (軽自動車税係) TEL 092-292-1604 博多区役所9階

ごみ



所有していたものを不用品(ごみ)として処分したい (通常のごみとして処理しきれないとき)	①【処理施設へ持ち込む場合】 自己搬入ごみ 事前受付センターに申込	ごみを持ち込む方	右記へお申込みください。 ※福岡市ホームページにも 受付あり	自己搬入ごみ 事前受付センター TEL 092-433-8234 月～土8:30～16:00 ※1/1～1/3休み
	②【収集業者に依頼する場合】 福岡市が許可した収集業者に 申込	収集を依頼する方	右記へお問い合わせください。	福岡市事業用環境協会 TEL 092-432-0123 平日9:00～17:00 第1・3・5土曜日9:00～12:00 ※祝日を除く
	③【遺品整理※からごみ収集まで ワンストップで依頼したい場合】 福岡市が限定許可した収集業者 者に申込(遺品整理に限定)	収集を依頼する方	右記へお問い合わせください。	(株)友心 092-408-5939 (株)ダイワテクノサービス 092-672-8001

※家財を必要なもの、不要なものに仕分けする作業は、どの業者にも依頼できますが、その際に発生したごみの収集は、上記②【収集業者に依頼する場合】の市が許可した収集業者に依頼してください。

7

上下水道



水道を使用していた	名義人 だった	名義人を変更する	名義人・料金支払方法 変更の連絡	ご家族の方 等	右記へ電話でご連絡ください。	福岡市水道局 お客さまセンター TEL 092-532-1010 月～金8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始 休み
		使用を中止する	使用中止の連絡		右記へ電話でご連絡ください。	
	井戸水を併用していた	世帯人数変更の連絡	右記へ電話でご連絡ください。			
井戸水のみを使用していた	使用者・世帯人数 変更の連絡	ご家族の方 等	右記へお問い合わせください。	道路下水道局 下水道料金課 TEL 092-711-4507 福岡市役所6階		
下水道受益者負担金を納付中 または猶予中だった	下水道事業受益者変更届	ご家族の方 等	右記へお問い合わせください。			

霊園



市立霊園の利用者だった	利用者の変更 (利用権承継申請)	新しい利用者	右記へお問い合わせください。	市立霊園窓口 TEL 092-711-4869 福岡市役所4階
-------------	---------------------	--------	----------------	---------------------------------------

3 福岡市役所関係の手続き

チェック	亡くなった方が	手続き	届出する人	ご準備いただくもの	問い合わせ先
犬 <input type="checkbox"/>	犬の飼い主だった				
	新しい飼い主の住所	福岡市内 福岡市外	所有者の変更 (登録事項の変更) 所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主 新しい飼い主	右記へ電話でお届けください。 <input type="checkbox"/> 犬の登録番号 右記へお問合わせください。 <input type="checkbox"/> 犬の登録番号
農地 <input type="checkbox"/>	福岡市内の農地の所有者だった				
	農地の所在地	福岡市西区以外 福岡市西区	農地法第3条の3第1項の規定による届け出	農地を相続された方	右記へお問合わせください。 ※福岡市のホームページから、届出様式がダウンロードできます。
森林 <input type="checkbox"/>	福岡市内の森林(※)の所有者だった				
※福岡県地域森林計画の対象森林 (右記の森づくり推進課にお問合わせください)	森林の所有者届	森林を相続された方	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 ※ 福岡市のホームページから様式がダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> 位置図、土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類 ※ 所有者となった日から90日以内に届け出	農林水産局 森づくり推進課 TEL 092-711-4846 福岡市役所14階	
出産・子育て応援 <input type="checkbox"/>	生後5か月未満のお子様の保護者で、出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請をしていない				
	出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請	児童の養育者(*)	コールセンターへお尋ねください。	出産・子育て応援事業事務局(コールセンター) TEL 092-406-0896 平日10:00~18:00 ※土・日・祝日休み	

* 養育者・・・児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。

4 その他機関等での手続き

手続きに係る証明書等について

- 手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。
- 戸籍、住民票、印鑑証明書等：
各区役所市民課、早良区入部出張所、西区西部出張所、
証明サービスコーナー(福岡市役所1階、博多駅中央街、東区なみきスクエア1階)で取得できます。(市外戸籍は除く)
※印鑑証明書の交付には、「印鑑登録証」の提示が必要です。
※有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアでも取得できますが、
住民登録地や本籍地が福岡市以外の方については取得できない場合がありますので、事前に当該市町村にお問い合わせください。
※コンビニ交付で請求できるのは利用者の最新情報が記載されたもののみです。
- 所得証明書、固定資産評価証明書等：
区役所納税課(博多区は2階、証明発行コーナー)、入部・西部各出張所、
千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア1階)、天神証明サービスコーナー(市役所1階)で取得できます。
※窓口により、一部取扱をしていない場合があります。事前にお問い合わせください。
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。

6

チェック		亡くなった方が 契約・所有していた	手続き	ご準備いただくもの	問い合わせ先
生命保険等	<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	<input type="checkbox"/> 保険金請求書 <input type="checkbox"/> 保険証券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類は 異なります。	加入していた 生命保険会社 又は代理店
	<input type="checkbox"/>	簡易保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	<input type="checkbox"/> 保険金請求書 <input type="checkbox"/> 保険証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、被保険者の除籍抄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書、入院証明書 等 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※ 契約内容等によって必要書類は異なります。 最寄りの郵便局にご確認ください。	郵便局
	<input type="checkbox"/>	損害保険等	名義変更・解約 等	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 <input type="checkbox"/> 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類が 異なります。	加入していた 損害保険会社 又は代理店

4 その他機関等での手続き

チェック		亡くなった方が 契約・所有していた	手続き	ご準備いただくもの	問い合わせ先
預貯金・株等	<input type="checkbox"/>	預貯金口座等	口座解凍手続き	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 ※金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
	<input type="checkbox"/>	株式等	名義変更	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 ※証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
	<input type="checkbox"/>	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	<input type="checkbox"/> 国債(又は証券保管証書) <input type="checkbox"/> 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 <input type="checkbox"/> 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 <input type="checkbox"/> 印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
自動車・バイク	<input type="checkbox"/>	普通自動車	自動車税に関すること	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	福岡県西福岡県税事務所 福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎3階・4階 TEL 092-735-6214
	名義変更等に関すること		普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ※自動音声案内の際に「037」を押してください。	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車 (三輪・四輪)	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 福岡市東区みなと香椎4丁目3番37号 TEL 050-3816-1750
	<input type="checkbox"/>	125ccを超えるバイク (二輪)			九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ※自動音声案内の際に「037」を押してください。

国 税 ・ 不 動 産	<input type="checkbox"/>	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	事前に右記へお問い合わせください。	西福岡税務署 福岡市早良区百道1丁目5番22号 TEL 092-843-6211
	<input type="checkbox"/>	不動産	土地・家屋等 相続登記	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 除籍謄本 等	法定相続情報一覧図(p.16) でも代用できます。
遺 言 書 ・ 相 続 放 棄	<input type="checkbox"/>	遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 遺言原本 <input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺言者の除籍謄本	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 TEL 092-981-9605 (家事受付・手続案内係)
	<input type="checkbox"/>	相続放棄	相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被 相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要 があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も 含めて相続します。相続人全員の合意が必要 です。）	
電 話	<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本)	名義変更 (電話加入権の継承届) 解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯電話からはTEL 0800-2000116
	<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

4 その他機関等での手続き

チェック	亡くなった方が 契約・所有していた	手続き	ご準備いただくもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	NHK受信契約フリーダイヤル TEL 0120-151515
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 名義人の死亡を証明できる書類 (死亡診断書、死亡検案書、戸籍謄本等)	最寄りの警察署 運転免許試験場
<input type="checkbox"/>	パスポート	返納手続き	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 名義人の死亡を証明できる戸籍謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡3階 TEL 092-725-9001
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

電気・ガス・NHK他

5 その他

(1) よくある質問

Q: 死亡届は提出したので、他の手続きは何もしなくてもよいですか？

A: 多くの方の場合、他にも手続きが必要となります。詳しくは、2ページ以降をご覧ください。

<他に必要となる主な手続き>

健康保険：国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書の返却

※ 上記保険に加入されていた場合は、葬祭費の請求手続きもあります。

介護保険：介護保険被保険者証の返却（お持ちの方）

※ 65歳以上の方は、介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きが必要です。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

税金関係：亡くなった方の状況により、お手続きが必要な場合があります。

Q: 年金関係の手続きは、区役所でできますか？年金事務所での手続きですか？

A: 受給されていた年金の種類により、区役所でお手続きいただける場合と、年金事務所での手続きとなる場合があります。

※ 詳しくは、お近くの年金事務所（お電話でのお問い合わせは、年金ダイヤル【電話】0570-05-1165）にお尋ねください。

Q: 亡くなった人の保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか？

A: 証書類に不足がある場合は、状況にあわせてご案内いたします。

記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に窓口でお申し出ください。

Q: 手続きに「死亡の記載のある戸籍が必要」と言われました。すぐに取得できますか？

A: 「どこの市区町村役場に死亡届を提出されたか」と、「亡くなられた方の本籍地がどこか」によって、取得できるまでの日数が変わってきます。

「死亡届を提出された役所」と「本籍地の役所」が同じでも、戸籍の記載が終わるまでに2～3日程度かかります。また本籍地が遠方の場合、1週間～10日程度かかることもあります。

※ 詳しくは、死亡届を提出された役所または本籍地の役所にお尋ねください。

(2) 相続登記制度について①

不動産を相続したら かならず**相続登記!**

令和6年4月1日から**義務化**されました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッパヌキ」

 法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

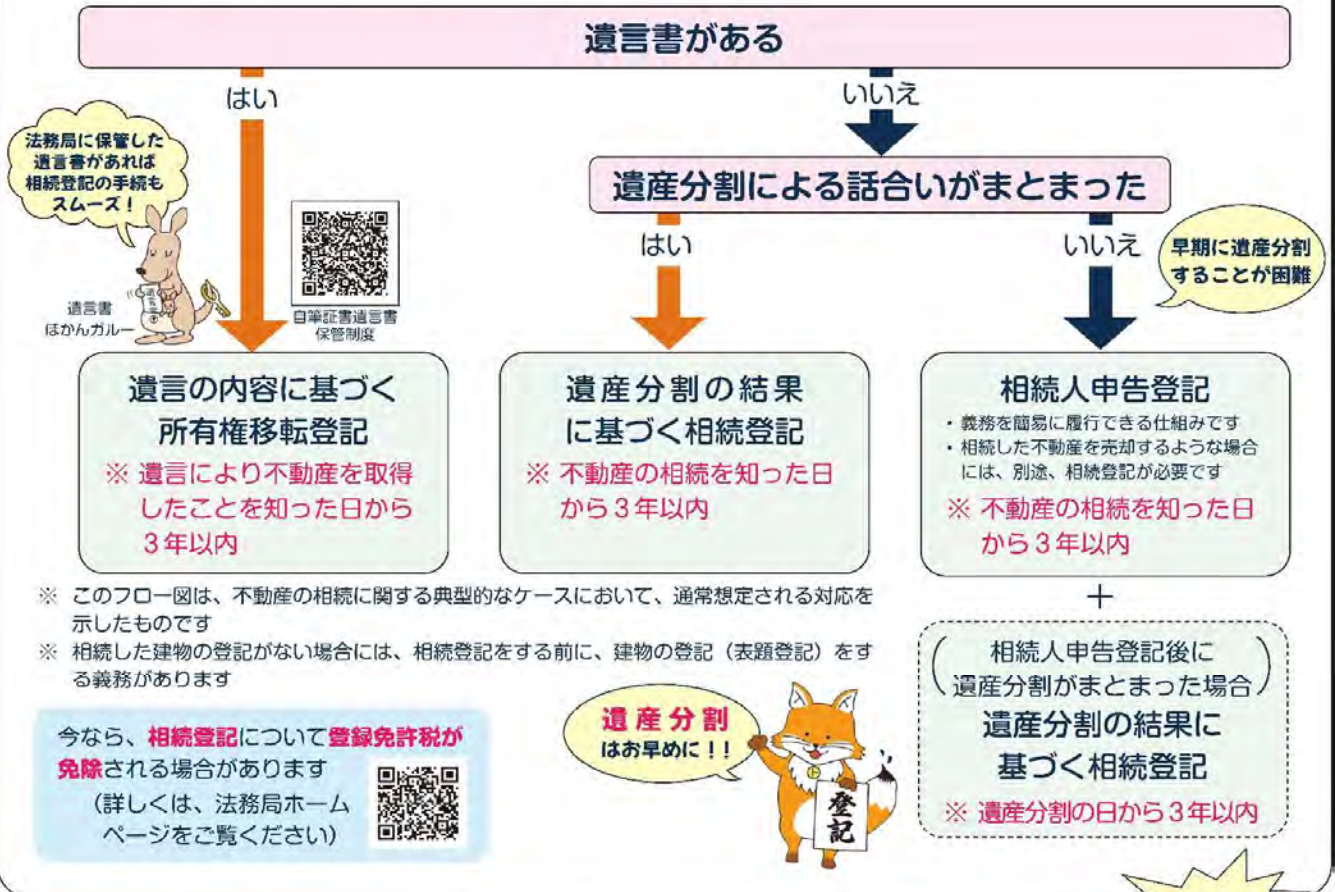
詳しくは、法務省ホームページへ
法務省 相続登記 



(2) 相続登記制度について②

不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）**に申請して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります



相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については）
こちらから



（ウェブ登記手続案内について）
こちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）**に相談したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ（法律
相談のご案内）



日本司法書士会連合
会のホームページ
（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士
会連合会のホーム
ページ（表示に関す
る登記のご案内）



(3) 法定相続情報証明制度（法務省からのお知らせ）

あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度

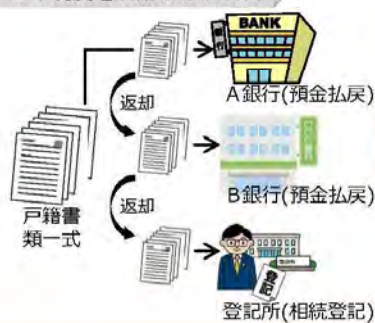


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続では、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集



STEP 2

法定相続情報一覧図の作成



STEP 3

申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

(令和6年4月1日改訂)

(4) 相続税について

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

○ 電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談(1)」を選択した後、相続税についてのご相談の場合は(3)を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

(最寄りの税務署)

西福岡税務署

〒814-8602 福岡市早良区百道1丁目5番22号

Tel 092-843-6211

《開庁時間》 8:30~17:00 [土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。]

(5) 委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要です。

【委任状の様式について】 ※委任状は任意の様式でも有効です。

○記載例は市民課に住民票の写しなどを請求する場合です。

○他の課で利用されるときは委任事項欄に委任内容を追加記入してご利用ください。

例 年金手続き一切に関すること
障がいの手続き一切に関すること

上記例示以外で使用する場合は、事前に手続きを行う窓口にお問い合わせください。

○税務証明交付申請用委任状様式は福岡市のホームページからダウンロードできます。

(参考様式)

委 任 状

代理人(頼まれた人)

住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1-201号

氏 名 博多 花子

生年月日 明・大 〇〇年 〇月 〇日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

(委任事項にチェックをつけてください)

(故人の氏名) 〇〇 〇〇 の死亡にともなう

世帯主変更に関すること。

住民票の写しの請求並びに受領に関すること。

戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。

(葬祭費及び国民健康保険・後期高齢者医療保険手続き一切)に関すること。

()に関すること。

()に関すること。

()に関すること。

()に関すること。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任者(本人)

住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1-101号

氏 名 福岡 太郎 (印) (自署または記名押印)

生年月日 明・大 〇〇年 〇月 〇日

平日昼間に連絡のとれる電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇—〇〇〇〇

※委任者(本人)が全項目を記載してください。

※住民票に関する委任状の場合は、本籍地や続柄の記載の有無を、戸籍に関する委任状の場合は本籍、筆頭者氏名、必要な証明の種類をあらかじめ代理人にお伝えください。また、必要通数もお伝えください。

【その他参考】

- 委任状の他に、代理人ご自身の本人確認資料(運転免許証・健康保険証など)が必要です。
- 葬祭費申請やその他健康保険の手続きを委任する場合は上記の他に、委任者ご自身の本人確認資料(運転免許証・健康保険証など)が必要です。(写し可)
- マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、本人の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。
- 申請書は福岡市のホームページからダウンロードできます。
- 偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象となります。

委任状

代理人(頼まれた人)

住所 _____

氏名 _____

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

(委任事項にチェックをつけてください)

(故人の氏名) _____ の死亡にともなう

- 世帯主変更に関する事。
- 住民票の写しの請求並びに受領に関する事。
- 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関する事。
- (葬祭費及び国民健康保険・後期高齢者医療保険手続き一切)に関する事。
- (_____)に関する事。
- (_____)に関する事。
- (_____)に関する事。
- (_____)に関する事。

令和 年 月 日

委任者(本人)

住所 _____

氏名 _____

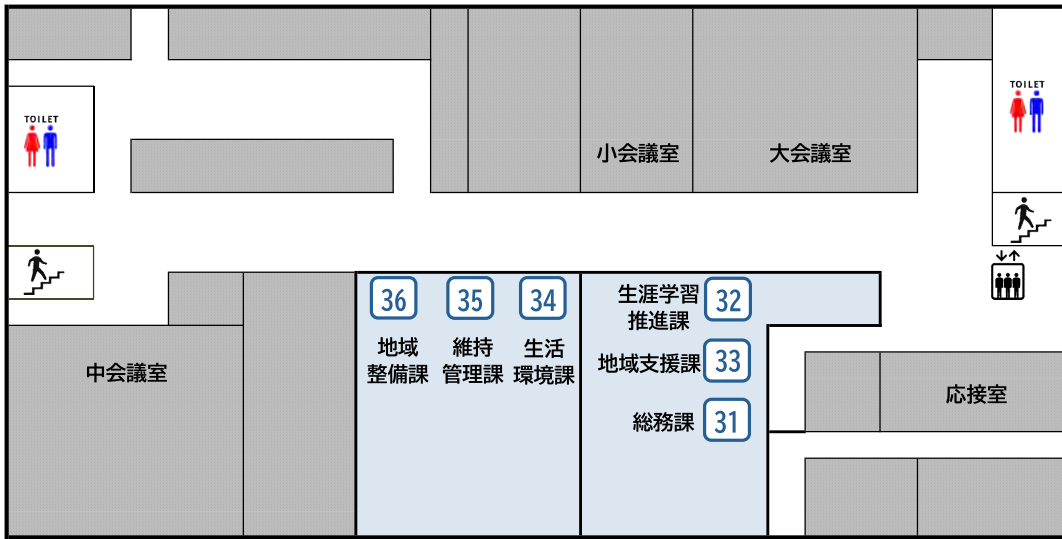
印 (自署または記名押印)

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

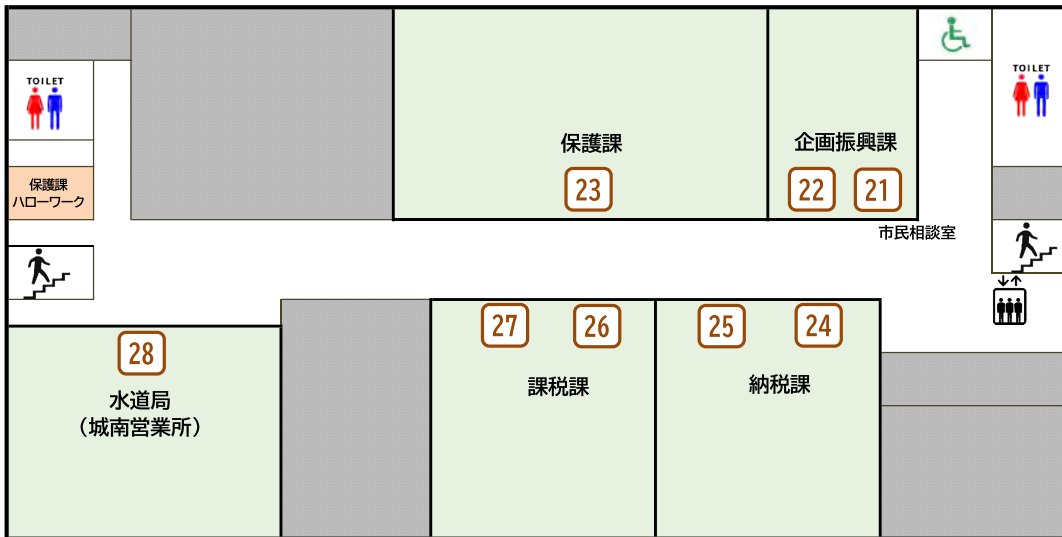
平日昼間に連絡のとれる電話番号 () ー

(6) 城南区役所 庁舎案内図

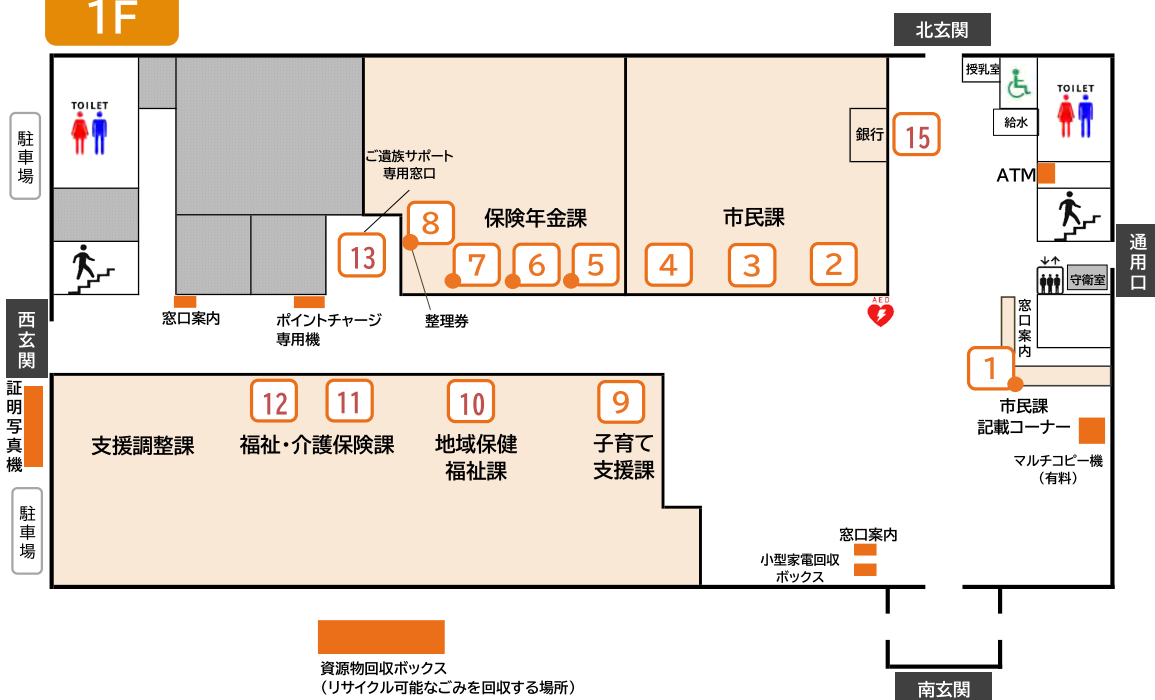
3F



2F

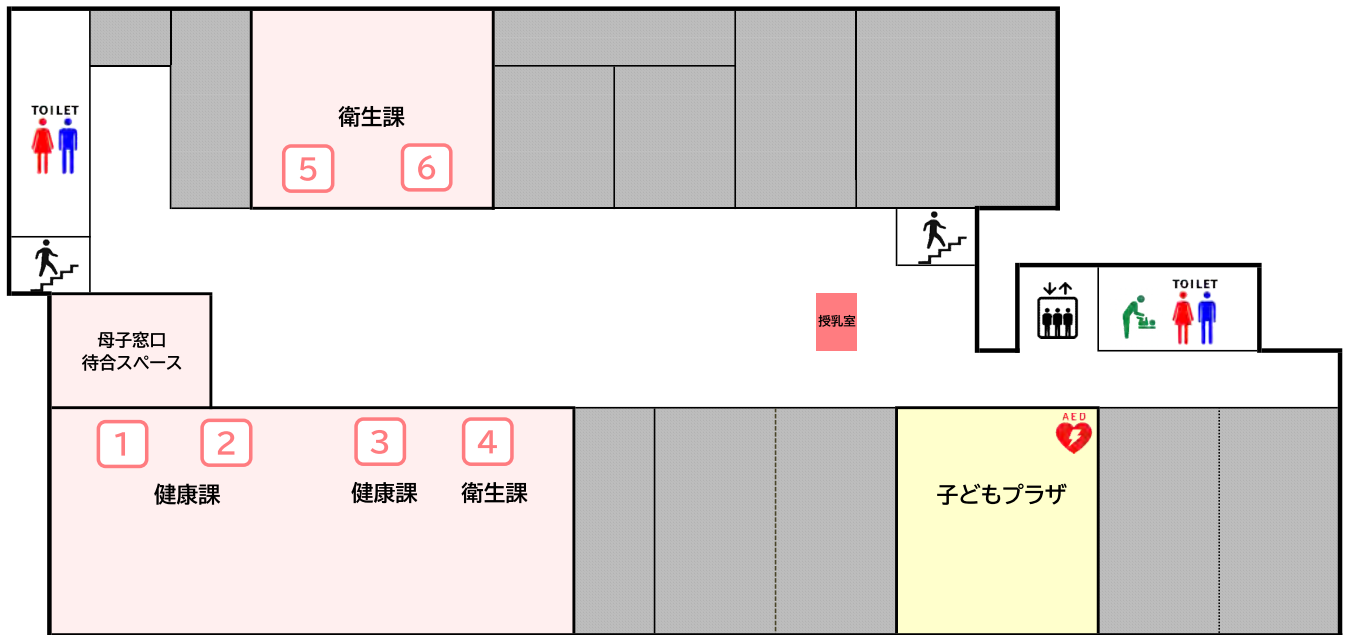


1F

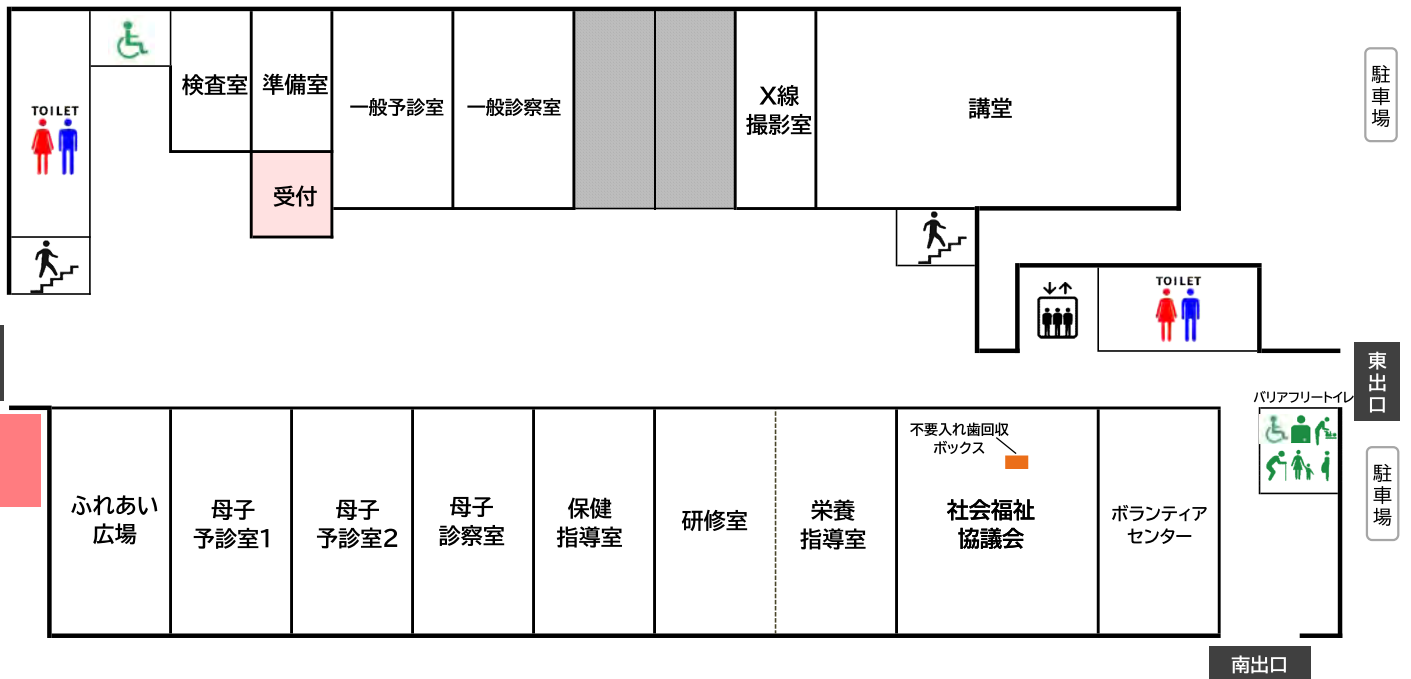


(7) 城南区役所別館 庁舎案内図

2F



1F



(8) 城南区役所内のお問い合わせ先

窓口番号	主な手続き	お問合せ先	電話番号/FAX番号
③	世帯主変更届、住民票の写し、戸籍証明書等請求関係	市民課	TEL 092-833-4017 FAX 092-841-7740
⑤	国民健康保険、後期高齢者医療、各種医療証の返却など	保険年金課 (保険係)	TEL 092-833-4123 FAX 092-844-6790
⑦	国民健康保険・後期高齢者医療の葬祭費の申請、高額療養費申請	保険年金課 (給付係)	TEL 092-833-4121 FAX 092-844-6790
⑥	国民年金関係	保険年金課 (国民年金係)	TEL 092-833-4125 FAX 092-844-6790
⑨	児童手当、児童扶養手当、保育所など	子育て支援課	TEL 092-833-4103 FAX 092-822-2133
⑪	介護保険関係	福祉・介護保険課 (介護サービス係)	TEL 092-833-4105 FAX 092-822-2133
⑫	高齢者乗車券、緊急通報システムの返却	福祉・介護保険課 (高齢者福祉係)	TEL 092-833-4170 FAX 092-822-2133
	身体障害者手帳、療育手帳、障がい福祉サービス、まごころ駐車場など	福祉・介護保険課 (障がい者福祉係)	TEL 092-833-4102 FAX 092-822-2133 (聴覚障がい者用FAX 092-822-0911)
区役所別館 2階	③ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)など	健康課 (健康づくり係)	TEL 092-831-4209 FAX 092-822-5844
	② 特定医療費(指定難病)受給者証、被爆者健康手帳など	健康課 (健康づくり係)	TEL 092-831-4261 FAX 092-822-5844
⑫⑥	市県民税納税通知書送付先の変更	課税課 (市民税係)	TEL 092-833-4032 FAX 092-841-2145
⑫⑦	固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先の変更	課税課 (固定資産税土地係)	TEL 092-833-4036 FAX 092-841-2145
⑫①	相続・遺言などの相談	市民相談室	TEL 092-833-4010 FAX 092-844-1204
⑫④	改葬について(遺骨を城南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい)	生活環境課 (環境衛生係)	TEL 092-833-4087 FAX 092-822-4095

福岡市城南区役所

〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号

福岡市城南区役所別館

〒814-0103 福岡市城南区鳥飼5丁目2番25号 <2026.04.01 改訂版>